

第 96 号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第 8 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>31,979 円</u></p> <p>(2) 政令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p>第 8 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>34,560 円</u></p> <p>(2) 政令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げ</p>

る者 50,140円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 54,088円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 71,064円

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 78,960円

(6) 次のいずれかに該当する者
90,804円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

る者 53,760円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 57,600円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 69,120円

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円

(6) 次のいずれかに該当する者
84,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を給与所得及び公的年金等所得の合計額として

算出した額とし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

88,320円

ア、イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

111,360円

ア、イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

126,720円

ア、イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

130,560円

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

97,911円

ア、イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

116,072円

ア、イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

132,258円

ア、イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

142,128円

ア、イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

150,024円

ア、イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

173,712円

ア、イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

185,556円

ア、イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

205,296円

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 225,036円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,556円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,556円」とある

ア、イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

134,400円

ア、イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

153,600円

ア、イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

161,280円

ア、イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

176,640円

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 192,000円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とある

のは、「34,348円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,556円」とあるのは、「53,693円」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第17条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の規定により保険料の納付義務者又は特別徴収義務者が延滞金を保険料又は納入金に加算して納付し、又は納入すべき場合において、これらの者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額又は納入金の額に達するまでの間におけるその納付し、納入した金額の取扱いについては、地方税法第20条の9の4第2項の規定を準用する。

6 [略]

のは、「34,560円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「53,760円」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第17条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の規定により保険料の納付義務者又は特別徴収義務者が延滞金を保険料又は納入金に加算して納付し、又は納入すべき場合において、これらの者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額又は納入金の額に達するまでの間におけるその納付し、納入した金額の取扱いについては、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の9の4第2項の規定を準用する。

6 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 5 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料額を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。